

熊本市・植木町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・植木町合併協議会規約第19条第2項の規定に基づき、熊本市・植木町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、副会長、委員、専門部会員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 協議会の委員等の報酬は日額10,000円とする。ただし、熊本市及び植木町（以下「両市町」という。）の長、助役及び一般職の職員並びに熊本県の職員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 委員等が、協議会の職務を行うため旅行する場合（両市町の区域内を旅行する場を除く。）は、熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和33年熊本市条例第22号。以下「旅費条例」という。）その他の熊本市の規定により市長が受ける旅費に相当する額を支給する。

(支給方法)

第4条 委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、熊本市の例によるものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年12月26日から施行する。